

## 研究会設置運営要綱

社団法人鹿児島県工業倶楽部

### (研究会の設置、目的及び構成)

- 第1条 この法人に、時代に対応した特定のテーマについて、研究を行う研究会を設置し、もって定款第4条に定める事業の円滑な推進に資する。
- 研究会は、会員の中から希望する者をもって構成する。
  - 個別の研究会は、原則として3年以内の研究を行うものとする。ただし、必要に応じて延長することができる。
  - 研究会の設立、廃止、統合等については、正副会長会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

### (研究会の所管事務)

- 第2条 研究会は、特定のテーマ又は理事会、委員会、部会等で論議となった事項のうち、この法人として比較的短期の判断が求められる案件に関し、事業展開の前段階の取組み方向、計画見通し案、その他必要な事項について検討するものとする。

### (代表及副代表)

- 第3条 研究会に、代表及び副代表を各1人置く。
- 代表及び副代表は、研究会の会員において互選する。
  - 代表及び副代表の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

### (研究会の招集及び議長)

- 第4条 研究会は、代表が招集する。
- 研究会の議長は、代表がこれに当たる。
  - 代表に事故があるときは、副代表がその職務を代行する。
  - 研究会の開催実績については、開催後、遅滞なく事務局を通じて理事会に報告するものとする。

### (要綱の改正)

- 第5条 この要綱を改正するときは、理事会の議を経て行う。

### 付則

この要綱は、平成16年12月14日から施行する。